

## 第5章 美々の里らしい景観まちづくりに向けた取り組み方策

### 5-1. 良好的な景観づくりのための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号に関する事項)

美々の里では、景観まちづくりの将来像の実現に向けて、地域が一体的に取り組んでいくために、景観づくりのルール（景観形成基準）を定めるとともに、一定の規模の行為を行う際にあらかじめ市に届出を行い、その行為が景観形成基準に適合しているかを確認します。

※伝統的建造物群保存地区内については、「物件の堆積」のみ景観法に関する届出が必要です。

その他の行為については、日向市伝統的建造物群保存条例に基づく許可を受けて下さい。

#### (1) 届出対象行為

届出対象行為		行為の規模※5
建築物※1の建築等	新築、増築、改築若しくは移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※3	規模に係わらず全て
工作物※2の建設等	新設、増設、改築若しくは移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※3	規模に係わらず全て
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する主として建築物の建築又は特定工作物※4の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	1,000m <sup>2</sup> 以上
土地の形質の変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、 その他の土地の形質の変更	1,000m <sup>2</sup> 以上
物件の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源、 その他の物件の堆積	面積 10m <sup>2</sup> 以上 または 高さ 1.5mを超える行為

※1：建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物とする。

※2：日向市景観条例施行規則（平成20年3月26日規則第12号）第2条に規定する工作物とする。

（擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの等）

※3：色彩の変更については、建築基準法に基づく建築確認申請は不要であるが、景観法に基づく届出は必要となる。

※4：周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物

（コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、大規模な運動施設、レジャー施設その他これらに類するもの）

※5：通常の管理行為、軽微な行為、非常災害のために必要な応急措置としての行為は届出の対象外とする。

（景観法第16条第7項による適用除外規定）

## (2) 景観形成基準（景観に関するルール）

## ①建築物及び工作物 伝統的建造物群保存地区は日向市美々津伝統的建造物群保存地区保存計画の基準を優先します

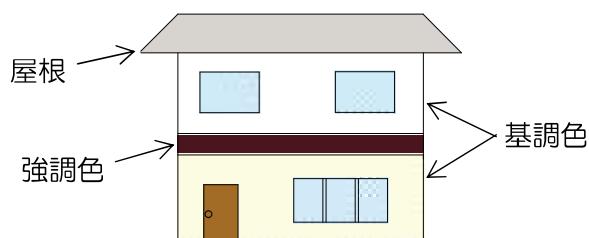
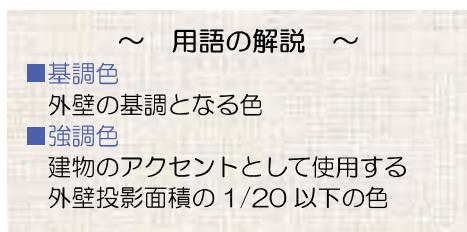
項目	景観形成基準の内容	
	立縫・新町区	幸脇・別府区
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通りに面する外壁に窓・格子を設置するなど、まち並みの連續性を損なわない意匠とするように努める。</li> <li>○通りに面する建築物には、隣接する建築物等に調和した高さに庇を設け、まち並みの連續性を損なわないように努める。</li> <li>○屋根は、和瓦葺の勾配屋根とし、まち並みの連續性を損なわないように努める。</li> </ul>
	材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本となる材質等を周囲と調和させ、違和感の少ない材料を使用する。</li> <li>○経年劣化等による退色、汚れ、損傷に強い材料を選択する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺との調和に配慮し、高明度、高彩度の色を避ける。</li> <li>○外壁や屋根の基調色は、<u>別表</u>に示す色彩の景観形成基準の範囲内とする。(ただし素材色は適用外とする)</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高さは、10m以下で隣接する建築物等と調和させ、まち並みの連續性を損なわないように努める。 ※一部 10m を超えるものがありますが既存の建築物のほとんどは6~7m程度です。</li> <li>○周辺の建築物等に対して突出せず違和感がないよう、できる限り2階建て以下、若しくは同等程度とする。</li> <li>○周囲の地形、建築物と調和させ、眺望を阻害しないように努める。</li> </ul>
	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通りに面する外壁の位置は、隣接する建築物の壁面に揃え、まち並みの連續性を損なわないようにする。やむを得ず建築物を後退させる場合は、門・塀等を設置するように努める。</li> <li>○建築物が点在する場合は、壁面はできる限り道路境界より後退させ、ゆとりある空間の創出に努める。</li> <li>○建築物が連続する場合は、壁面の位置をできる限り隣接の建物と揃えるなど工夫する。</li> </ul>
工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観と調和する意匠とするように努める。</li> <li>○視点場からの眺望を妨げないような形態とする。</li> </ul>
	材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本となる材質等を周囲と調和させ、違和感の少ない材料を使用する。</li> <li>○経年劣化等による退色、汚れ、損傷に強い材料を選択する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺との調和に配慮し、高明度、高彩度の色を避ける。(ただし素材色は適用外とする)</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要最小限の高さとし、周囲の景観を阻害しないように努める。</li> </ul>
本体以外について	屋外設置物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空調・プロパンガス・配管等の屋外設置物は、通りから見えないように設置する。やむを得ず露出する場合は、目隠し等で目立たなくするように努める。</li> </ul>
	駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車場・駐輪場の設置にあたっては、自然景観や周辺の建築物等と調和させ、緑化や舗装デザインに配慮する。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内の既存樹木は極力保全し、修景に努める。</li> <li>○敷地内のオープンスペースの緑化に努める。</li> <li>○周辺植生に調和する樹種を選択するように努める。</li> <li>○幸脇・別府区は道路に接する部分の緑化に努める。</li> </ul>
	塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路に接する部分の塀は、できる限り自然素材を使用する等周囲に馴染むよう工夫する。</li> </ul>
	石垣・石積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内の石垣（石積）は、できる限り保全し修景に活かすように努める。</li> </ul>

■建築や工作物を設置するときには事前に市に届出が必要です。



(別表) 色彩の景観形成基準 (マンセル表色系)

	部位	区域の定義	色相	明度	彩度
下記は参考値。伝統的建造物群保存計画の基準を優先する。					
立縫区	外 壁	白漆喰	N	8 以上	—
		板壁	5.0YR~5.0Y	2 以上 5 以下	3 以下
		その他の材料	N, 5.0YR~5.0Y	4 以上 8 以下	2 以下
新町区	外 壁	いぶし瓦	N	5 以下	—
		伝建仕様の建築物は立縫区の基準に準ずる。 その他の建築物は下表を標準とし、周囲との調和を図る。			
		基調色・強調色	0.1R~5.0Y N.その他	4 以上 8 以下	3 以下 2 以下
別府区 幸脇区	外 壁	屋 根	0.1R~5.0Y	5 以下	2 以下
			N.その他		2 以下
		基調色	0.1R~5.0Y N.その他	4 以上 8 以下	3 以下 2 以下
			0.1R~5.0Y N.その他	—	4 以下 3 以下
			0.1R~5.0Y N.その他	5 以下	3 以下 2 以下



### ■色彩の三属性

#### ・色相 (色合い) ---- (H)

色合いの違いを表します。マンセル表色系では、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10種類に分割して10色相とします。

#### ・明度 (明るさ) ---- (V)

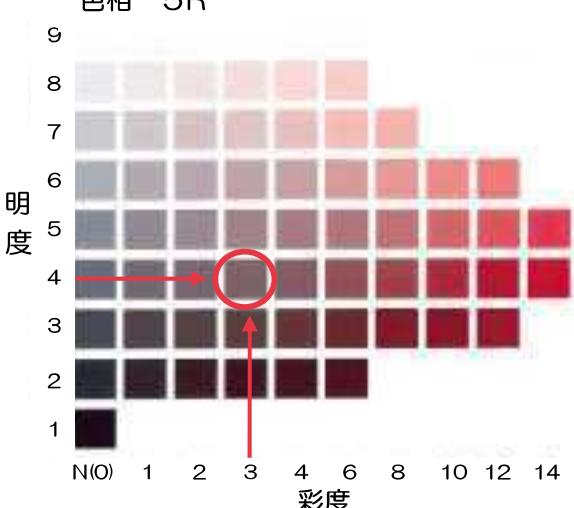
色の明るさを0から10の数字で表します。明るい(白っぽい)ほど数値が大きく、暗い(黒っぽい)ほど数値が小さくなります。無彩色(白～灰色～黒)はN9.5のように頭にNをつけて表します。

#### ・彩度 (鮮やかさ) ---- (C)

色の鮮やかさを表します。無彩色は0で鮮やかさが増すほど数値が高くなりますが、色相によって最大値が異なります。

### ■マンセルの表記方法 (例)

5R 4/3 → 色相=赤 明度=4 彩度=3



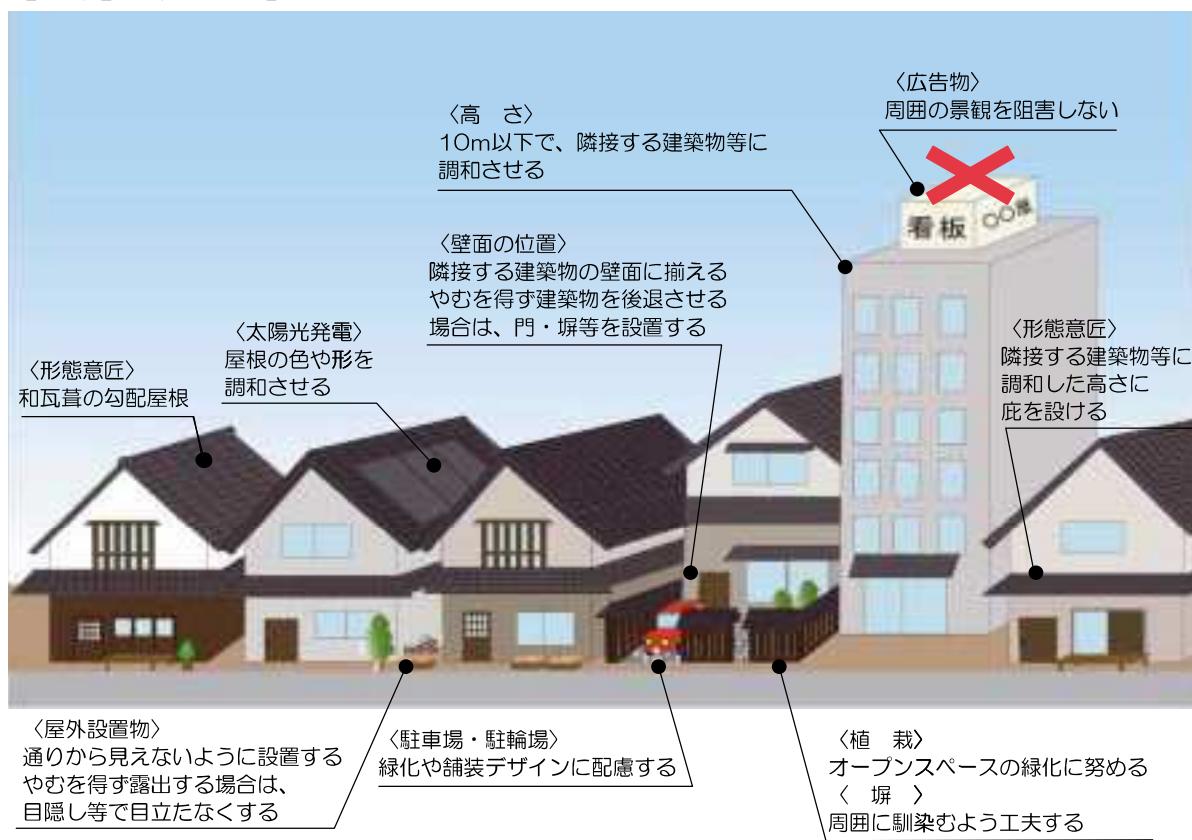
※美々の里で推奨する色彩については、参考資料の『色相チャート』を参考にしてください。



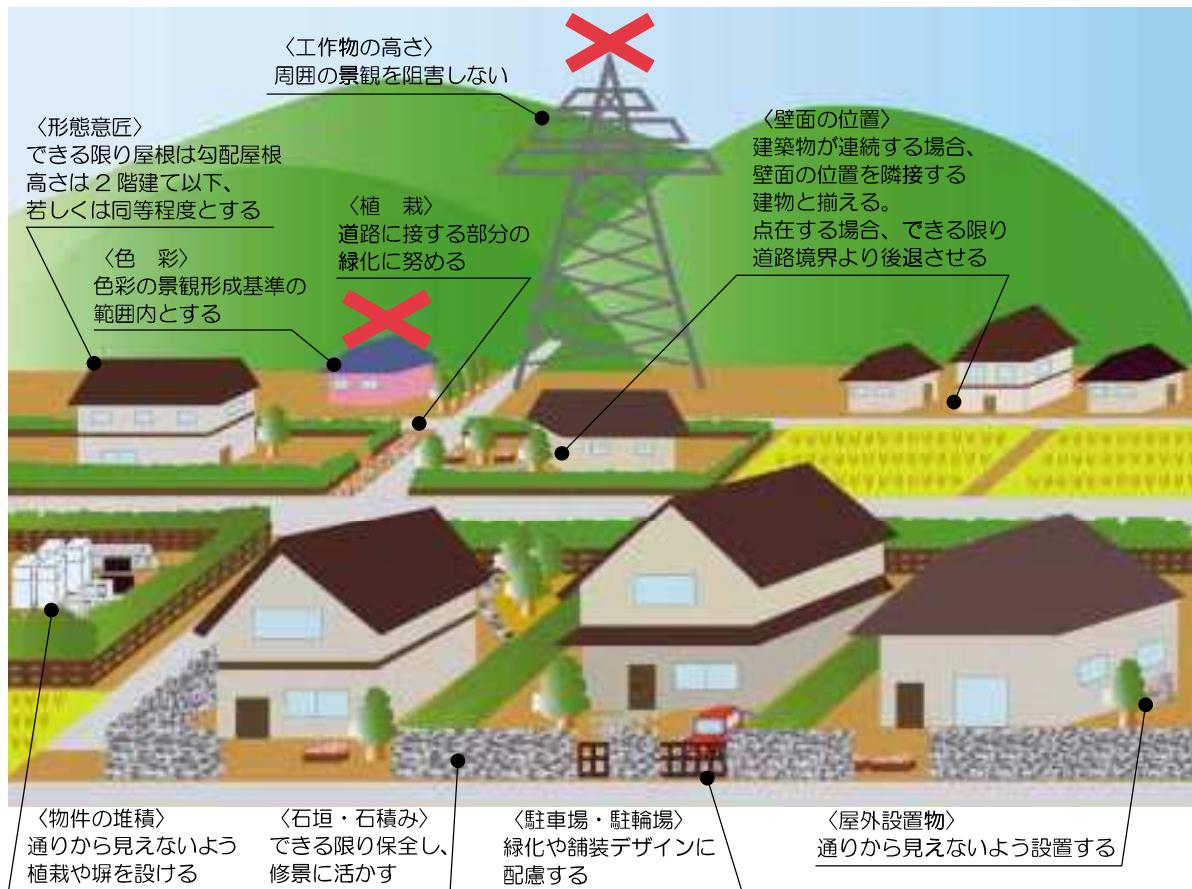
▲建築物の色彩を確認

## 建築物・工作物の景観形成基準のイメージ

## 【立縫・新町区】



## 【別府・幸脇区】



## ② 開発行為及び土地の形質の変更

項目	景観形成基準の内容
造成	○造成は必要最小限とする。 ○行為前の地形を活かした造成を行い、行為後に周囲の景観や地形と調和させる。 ○まち並みや集落の景観の連続性を保つよう努める。
眺望	○河口から望む耳川、立縫・幸脇相互から望むまち並み等、それぞれの地区の視点場からの眺望に配慮する。
のり面	○のり面が生じる場合は、できる限り緑化可能な工法を採用する。 ○緑化が不可能である場合、自然素材や、景観配慮型製品の使用等により、周囲の自然景観と調和させるよう努める。
緑化	○地域のシンボルとなっている樹木は、できる限り保全する。 ○積極的な緑化を行い、周囲の景観と調和するよう修景に努める。 ○緑化に用いる樹種等は、地域の近隣由来のものを用いることが望ましい。

■1000m<sup>2</sup>以上開発行為及び土地の形質を変更する場合は、開発許可申請とは別に景観に関する届出が必要です。



## ③ 樹木の植樹又は伐採 景観法に関する届出の必要はありませんが地域の努力目標とします

項目	景観形成基準の内容
植栽	○樹種は地域の近隣由来の植物を用いることが望ましい。 ○周辺の景観や眺望を阻害しないよう植栽箇所に留意する。 ○植栽後において、周囲の景観と調和するよう適時管理を行う。
伐採	○伐採の範囲は必要最小限とし、伐採後は植林に努める。 ○地域のシンボルとなっている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽等を行う。 ○大規模な伐採跡が直接見えることがないよう、道路側に樹木を残すなどの工夫をする。

■伐採については森林法により届出が必要な場合があります。

## ④ 物件の堆積

景観形成基準の内容
○堆積の規模は必要最小限とし、周辺の景観に配慮する。
○道路等の敷地外から堆積物が見えにくくなるように植栽や屏を設けるなどの工夫をする。

■面積が10m<sup>2</sup>以上または高さが1.5mを超えるものを堆積する場合は届出が必要です。



### ■物件の定義

- ・家電等の廃品回収物
- ・土砂、木材や建設廃棄物
- ・自動車、バイク、自転車
- ・その他、これらに類するもの

## 5-2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号に関する事項)

美々の里の景観づくりを進める上で重要な建造物や樹木を保全し、地域づくりに活かしていくため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のとおり定めます。

市では、今後この方針に沿って具体的な指定を検討していきます。「景観重要建造物」などに指定されると、景観行政団体の長（市長）の許可なしに現状の変更ができなくなる一方で、建築基準法の規制の緩和や景観整備機構による管理などを受けることができます。

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

景観上重要な建造物（以下、景観重要建造物）を保全し、美々の里らしい魅力ある景観づくりに活かしていくため、景観重要建造物の指定の方針を以下のとおり定めます。

- ①景観を特徴づけ、住民や市民、来訪者に親しまれている建造物
- ②歴史や文化、生業を表している建造物
- ③歴史的な建築様式を継承したもの、又は国の登録文化財等の登録に値する建造物
- ④その他、景観特性と調和し、次の世代に引き継ぐべき建造物

### (2) 景観重要樹木の指定の方針

景観上重要な樹木（以下、景観重要樹木）を保全し、美々の里らしい魅力ある景観づくりに活かしていくため、景観重要樹木の指定の方針を以下のとおり定めます。

- ①景観を特徴づけ、住民や市民、来訪者に親しまれている樹木
- ②地域のシンボル的な存在となっている樹木
- ③その他、景観特性と調和し、次の世代に引き継ぐべき樹木

### ～用語の解説～

#### ■景観整備機構

景観づくりに対する地域住民の取り組みを支援する組織。NPO法人や公益法人等を位置づける制度であり、景観行政団体の長が指名することができます。景観整備機構は、良好な景観づくりを行う者に対する情報提供、景観重要建造物等の管理、良好な景観づくりに関する調査研究等を行います。

#### ■景観重要建造物

景観づくりを進める上で重要となる建造物。景観行政団体の長（市長）が「指定の方針」等に従って指定することができます。景観重要建造物に指定されると、許可なく増築、改築、移転などをすることできません。また、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められます。なお、指定のメリットとして、所有者との管理協定により景観整備機構等の管理が可能となったり、斜線制限の適用除外など条例により建築基準法の制限を緩和したりすることができます。

#### ■景観重要樹木

景観づくりを進める上で重要となる樹木。景観行政団体の長（市長）が「指定の方針」等に従って指定することができます。景観重要樹木に指定されると、許可なく伐採、移植などをすることできません。また、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められます。なお、指定のメリットとして、所有者との管理協定により景観整備機構等の管理が可能となります。

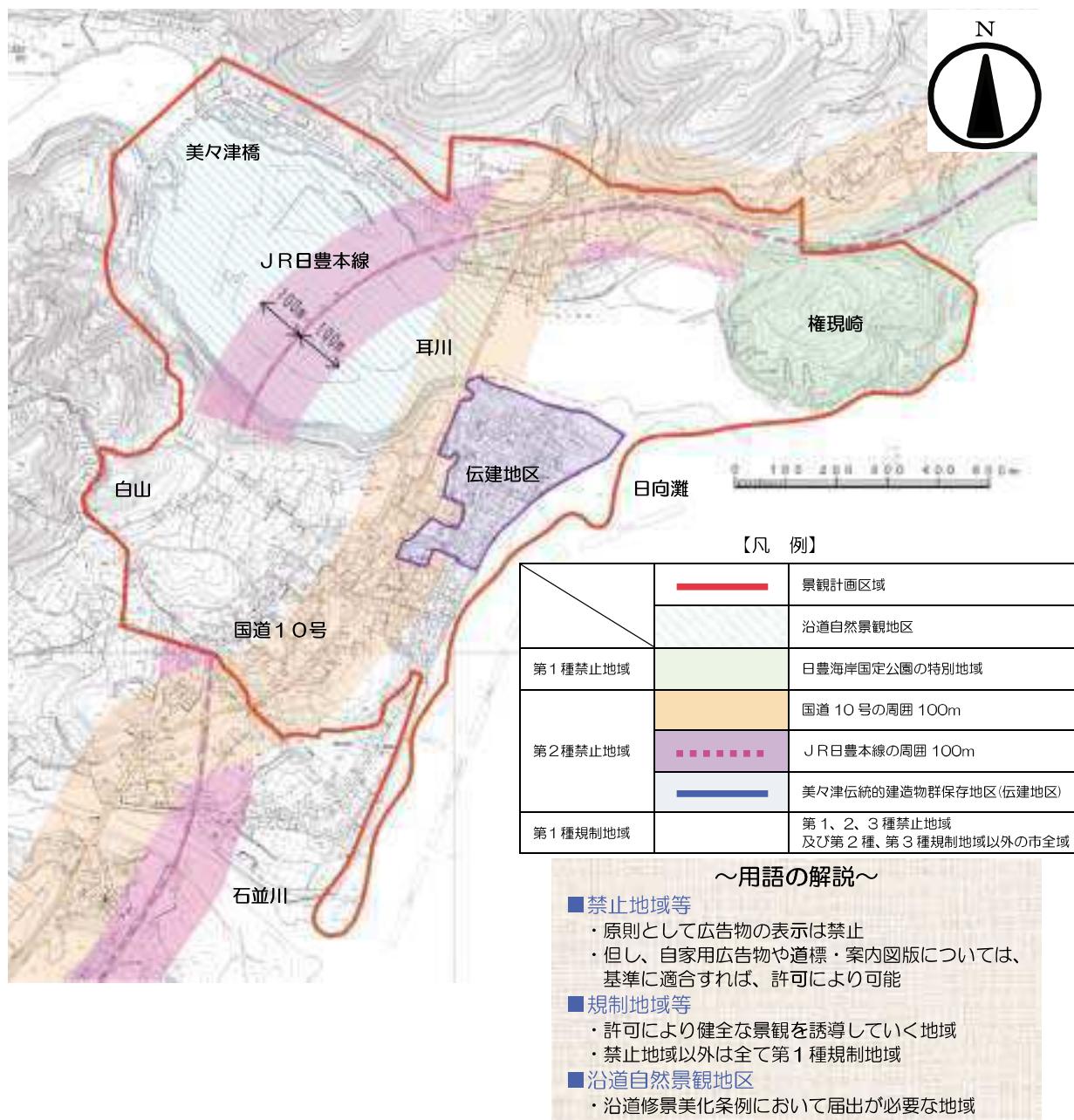
## 5 – 3. その他の事項

### (1) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ）

ポスター や 看板などの屋外にある広告物は、私たちに情報を提供してくれたり、まちの表情をつくりだしたりするものです。

しかし、広告物が氾濫したり、地域の状況を無視して出されたりすると、逆にまちなみや景観を阻害し、見る人に不快感を与えることになります。

美々の里では、宮崎県の屋外広告物条例や沿道修景美化条例に基づき、それぞれの地域の特徴を活かしながら、美しい景観と調和する広告物の掲出に関する取り組みを推進します。



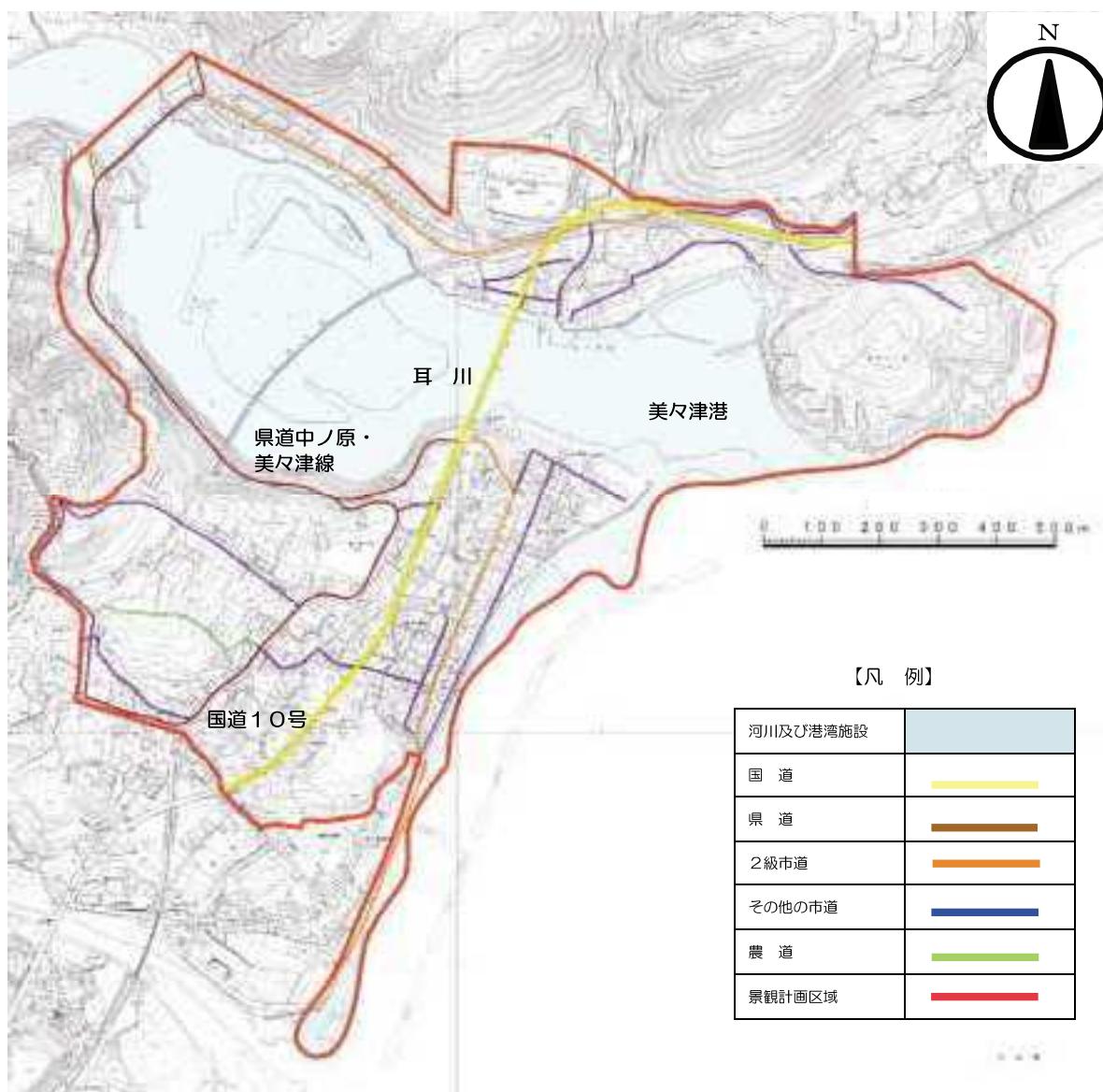
▲屋外広告物の規制状況

## (2) 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号口）

道路、河川、港湾などの公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つであり、これらの施設が地域の景観づくりに果たす役割は大きく、その整備にあたっては周辺景観への配慮が求められます。公共施設の整備にあたっては、それぞれの施設管理者等と連携し、積極的に景観計画の方針に則した取り組みを推進します。

### ① 景観重要公共施設

美々の里において図に示した、道路、河川及び港湾の整備は、良好な景観づくりに向けた取り組みと一体的に行うことが求められますので、施設管理者等の同意の上、『景観重要公共施設』として位置付けます。



▲景観重要公共施設の位置

## ② 景観重要公共施設の整備に関する方針

公共施設の整備に際しては、良好な景観づくりに関する基本方針に加え、以下の方針に基づくこととします。また、景観に関する各種の指針やガイドラインに基づき、それぞれの公共施設の設置者及び管理者の理解と協力を得ながら、具体的内容の検討を進めることとします。

景観公共施設の整備に関する方針	
構 想 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観や歴史的建造物等の景観資源を保全、活用した景観形成に努める。</li> <li>・公共事業による景観形成は、まちづくりの一環であるという観点で、周辺施設との調和や統一性に配慮し、景観上の秩序を保つ。</li> <li>・行為地区内に複数の公共施設を設ける場合には、施設間の調和に配慮する。</li> <li>・大規模な公共建造物、公園、広場、ポケットパーク等の行為地内には、地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努める。</li> </ul>
設 計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠景、中景、近景の異なる視点からの検討を行うよう努める。</li> <li>・道路のように視点が移動する公共施設については、立ち止まって見る景観又は視点が動いているときの景観の見え方の違いに配慮する。</li> <li>・行為地内の景観を損ねている要素の修景に努める。</li> <li>・擁壁、さく等の工作物、のり面及び建造物の表面に安易に描画、文字の記入等行わない。</li> <li>・地域性を演出する場合は、景観に与える影響を充分に検討した上でデザインを選定する。</li> <li>・四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努める。</li> <li>・公的空間と私的空间との境界、道路、公園、河川等種類の異なる公共施設の境界、異なる材料の境界等は、全体として整ったデザインとなるよう努め、景観上の秩序を保つ。</li> <li>・維持管理の軽減に配慮したものを探用する。</li> </ul>

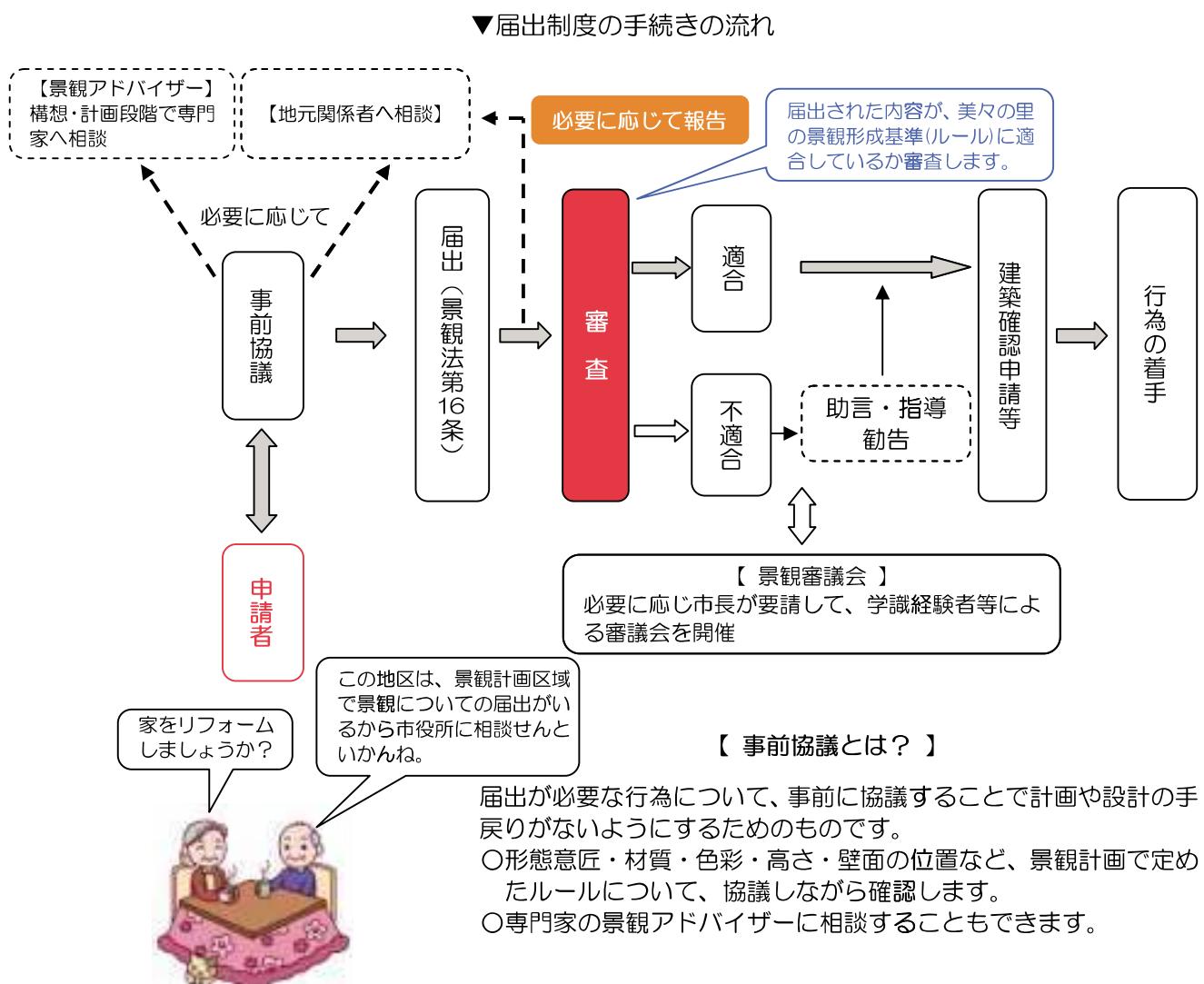
景観公共施設の整備に関する方針『個別事項』	
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のり面は、現況の地形・地質に応じた構造とし、圧迫感を和らげるよう高さを抑える。</li> <li>・緩勾配にしたり、のり面と地山面の境を目立たなくするなどの工夫をするとともに、できる限り緑化可能な工法の採用に努める。</li> <li>・緑化する場合には、地域の近隣由来のものとし、地域に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存、自然景観との調和に配慮する。</li> </ul>
擁壁・護岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁は、長大にならないように工法等を検討し、圧迫感を和らげるよう高さを抑える、緩勾配にするなどの工夫をするとともに、自然景観との調和及び周囲の緑化に配慮する。</li> <li>・護岸は、必要最小限の整備、現況の地形に応じた構造とし、周辺の景観との調和を考え、できる限り自然素材の材料を活用し、親水性の確保に努める。</li> </ul>
防護柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の構造・形態・素材及び色彩は、安全性及び維持管理に支障のない範囲内において、周辺の景観との調和、地域の特性や統一性に配慮する。</li> <li>・自然素材の活用、透過性の高い部材、茶色系の色彩を用いるなど、地域の景観に溶け込むように努める。</li> </ul>
路 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面の素材、色彩は、地域特性や周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>・カラー舗装については十分に検討し、安易に採用しない。</li> </ul>
植栽（緑化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の樹木との調和、地域特性に配慮するとともに、既存の樹木保全に努める。</li> </ul>
公共広告物 (標識・案内板)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置数、設置場所、形態、色彩、素材等については、周辺との調和に配慮し、整理統合に努める。</li> <li>・落ち着いた色彩や自然素材を使用するなど、地域の景観に溶け込むよう努める。</li> </ul>
照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明施設のデザイン、素材、色彩は、周辺環境と調和させ、昼間の景観にもなじむものとする。</li> <li>・光源自体が、夜間の景観を損なわぬよう、明るさ、光色、配光、形式等について工夫する。</li> </ul>
外観の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美々の里の景観との調和に努めることとし、建物に関しては、本計画の色彩景観形成基準に準ずる。</li> </ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽、塗装及び舗装等の公共施設の維持管理については、良好な景観を維持できるよう、適正な管理水準を確保するよう努める。</li> </ul>

第6章 景観まちづくりの推進に向けて

## 6-1. より良い景観まちづくりのための体制の構築

#### (1) 届出制度等の円滑な運用に向けた体制の構築

日向市では、届出に関する事前協議や景観アドバイザーへの相談、景観審議会など届出制度の円滑な運用に向けた体制を構築していきます。



- ・建築物の新築や工作物の設置など、届出対象行為に該当する行為を行う住民や事業者は、あらかじめ『景観形成基準（ルール）』の内容を把握するとともに、建築確認申請や開発許可制度等の法令上の手続き前までに、行為の内容を市と協議した上で、所定の様式で届出を行っていただきます。
  - ・市は、事前協議段階で必要に応じて地元関係者の意見を聴取し、申請者との調整を図ります。
  - ・市は、届出の内容が景観形成基準に適合しているか審査し、必要に応じて助言・指導または勧告を行います。
  - ・行為の内容や規模によっては、必要に応じて学識経験者等で構成する『景観審議会』を開催し、届出の内容について意見を聴取します。

## (2) 景観法を活用した取り組みの充実

景観法では以下のような様々な制度が定められています。市では、今後必要に応じてこれらの制度を活用し、地域住民を中心に景観まちづくりの取り組み体制を充実させていきます。

### ① 景観協議会（景観法第15条第1項）

景観計画区域内において、良好な景観づくりに関する協議を行う組織です。景観行政団体（市）や景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて関係行政機関や公益事業を営む者、住民その他良好な景観づくりを行う者を加えることができます。

**【解説】**

景観を構成する要素は多種多様であり、良好な景観を形成するためには、地方公共団体だけではなく、様々な主体が良好な景観の形成について参画する仕組みが必要です。

そのため多数の主体の参加が可能であり、かつ、幅広い内容について協議することができる組織として、協議会の仕組みを創設することとされています。

### ② 景観協定の締結等（景観法第81条第1項）

景観計画区域内の一定規模のまとまりのある土地について土地の所有者等全員の合意によって良好な景観づくりを推進するために、地域の住民が自主的に協定を結ぶものです。

**【解説】**

景観は多種多様な要素から構成されており、例えば、建築物又は工作物の形態や材質等のハード的な内容から、建築物等の色彩、敷地の植栽、路上施設やショーウィンドーの管理、空き地の管理・整備等ソフト的な内容まで含んでいます。

そのため、良好な景観の形成のためには、法の一般的な基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを行うことが必要かつ有効であるとされています。

景観協定は、建築基準法、都市緑地法などの法的な協定でカバーできない事項を地域住民の合意のもとで締結する自主的協定です。ただし、景観行政団体の長（市長）の認可が必要です。

### ③ 景観整備機構（景観法第92条）

景観づくりに対する地域住民の取り組みを支援する組織です。NPO法人や公益法人等を位置付ける制度であり、景観行政団体の長（市長）が指名することができます。景観整備機構は、良好な景観づくりを行う者に対する情報提供、景観重要建造物等の管理、良好な景観づくりに関する調査研究等の業務を行います。

市では現在、社団法人宮崎県建築士会を景観整備機構に指定しています。（平成21年7月に指定）社団法人宮崎県建築士会は、上記業務の一部を実施しています。

**【解説】**

良好な景観の形成を促進するためには、資金、ノウハウ等に乏しい地域住民が多く存在している状況に対応して、住民の中に入って積極的に利害関係を調整し、また、良好な景観の形成に取り組む住民を支援するために必要な土地取得等の実施を積極的に行う主体が必要です。

そのため、地方公共団体に代わって、あるいは地方公共団体とともに良好な景観の形成に取り組む主体としてNPO法人や公益法人等の申請により、景観行政団体の長（市長）が指名できることとされています。

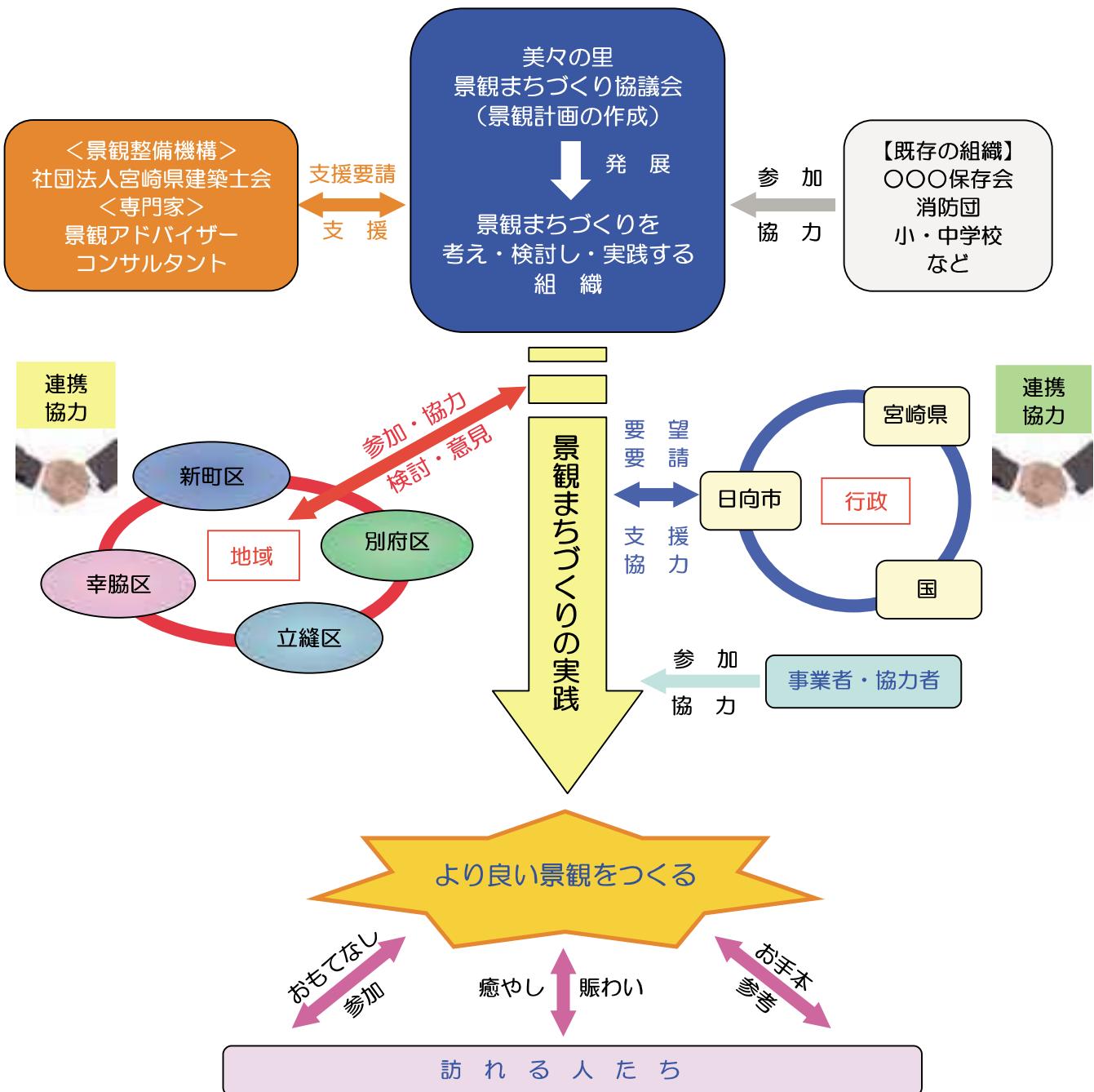


▲景観整備機構（社団法人宮崎県建築士会）による夜間景観社会実験

### (3) 地域住民が中心となった景観まちづくりの取り組み体制の構築

景観まちづくりでは、立縫、新町、別府、幸脇の4区の住民代表で構成する景観まちづくり協議会がリードしていきます。一方、市は地域住民が主体的に活動できるよう、積極的に情報提供・支援・協力を行います。

景観まちづくりの取り組み体制のイメージは、以下に示すとおりです。活動の主体は、地域住民ですが、事業者及び行政が支援し、協力、参加することでより厚みのある景観まちづくりが実現できるよう体制づくりを進めています。



▲地域住民が中心となった景観まちづくりの取り組み体制（イメージ）

## 6-2. 身近なところからはじめる景観まちづくりの取り組み

美々の里景観まちづくり協議会では、日向市の景観まちづくりの基本姿勢である、「学ぶ」「守る」「育てる（活かす）」「直す（整理する）」「創る」に基づいて、身近なところからはじめる景観まちづくりの取り組みについて話し合っています。

地域の様々な活動を通じて、課題を解決し、アイディアを具体化させつつ、景観まちづくりを進めています。

協議会で出された景観まちづくりのアイディアと課題(一部抜粋)			
テーマ	方向性	アイディア	課題
学ぶ	地域の景観を守ることの大切さに気づく心を育て、地域の景観まちづくりの人材を育成する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の体制（組織）をつくる</li> <li>・ひとが集う場を多くつくる</li> <li>・まち歩きで地域の景観を知る</li> <li>・景観授業、行事参加、寺子屋</li> <li>・景観教育プログラムの活用</li> <li>・古写真、道具の収集と展示</li> <li>・改築、改修時の見学により伝統工法を学ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織運営のノウハウ</li> <li>・活動資金</li> <li>・担い手不足</li> <li>・学校との連携</li> <li>・見せ方と場所</li> </ul>
守る	古いものを尊重し守りつつ、新しい歴史・風景を築いていく、古と現在が調和するまちづくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石張り、建物の外観</li> <li>・盆提灯（別府）の復活</li> <li>・祭りのかけ声や踊りの型の復活</li> <li>・伝統行事の復活（祭り、盆提灯など）</li> <li>・石垣の手入れにボランティアを活用</li> <li>・お舟出マークの復活・活用</li> <li>・地区毎の維持管理方法を考える</li> <li>・不要な看板を整理する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の生活スタイルとの兼ね合い</li> <li>・経済的な負担</li> <li>・伝承者の高齢化</li> <li>・募集の方法</li> <li>・活動資金</li> </ul>
直す (整理する)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・美々津和紙の活用（体験、展示）</li> <li>・暖簾で玄関を飾る</li> <li>・パンコでおもてなし（常設）</li> <li>・フォトコンテスト、スケッチ大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造者の理解と協力が不可欠</li> <li>・プライバシーの問題</li> <li>・活動資金</li> </ul>
創る	景観資源を活かし、景観まちづくりを通じて、地域の活性化や賑わいを創る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域毎のシンボルマークを公募</li> <li>・格子戸をPRに活用</li> <li>・景観案内板の製作、設置</li> <li>・視点場探索（景観マップ製作）</li> <li>・海鮮食堂や屋形船</li> <li>・漁船によるクルージング</li> <li>・空き屋や堤防をギャラリーに活用</li> <li>・通り面に花を飾る</li> <li>・空き地を苗圃として管理する</li> <li>・竹灯籠による夜間景観の演出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の理解と協力が不可欠</li> <li>・活動資金</li> <li>・経営として成り立つか</li> <li>・所有者と管理の方法</li> </ul>



▲通り面に花を飾る



▲シンボルマークの活用



▲軒先の石張り



▲手作りの竹灯籠



▲石垣の手入れ

### 6 – 3. 他の計画等との連携

日向市では、平成24年3月に新しい日向市総合計画を策定し、『市民が奏でる“交響”空間優しく強く温かい人とまち』のキャッチフレーズのもと、美しい景観を保全、形成するために、各種の施策を進めていくこととしています。また、全市公園化構想や観光振興計画など景観まちづくりに関連する他の計画との施策や制度と連携し、効果的な施策の展開を図ります。

#### ▼景観まちづくりに関する計画・制度（美々の里に関連する主なものを抜粋）

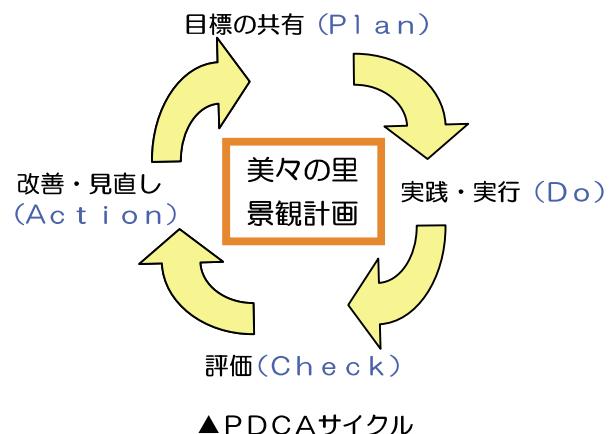
計画・制度の名称	景観まちづくりに関する施策（要旨の抜粋）
新しい日向市総合計画 (後期基本計画)  策定年月：平成24年3月	<p>【第3章 分野別の施策より抜粋】</p> <p>第1節 未来を拓く人が育つまちづくり</p> <p>I－3. 地域の個性を生かした文化・スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域の伝統文化や文化財の伝承</li> <li>(2)くらしの中に文化を感じることができる環境づくり</li> </ul> <p>第3節 元気で活力ある産業が育つまちづくり</p> <p>III－4. 豊かな自然とおもてなしの心で育まれる観光の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域資源の保全と活用</li> <li>(3)魅力ある観光地に磨き上げるまちづくり</li> <li>(4)日向を住み良く・過ごし良くするまちづくり</li> <li>(5)もてなしの体制づくり、PRの推進</li> </ul> <p>第4節 自然と共生した快適な環境のまちづくり</p> <p>IV－1 人と自然の共生した環境にやさしい社会づくり</p> <p>IV－4 自然に調和した安全・安心な公園・緑地・水辺環境の整備</p> <p>IV－5 美しい景観の保全・形成と土地利用の促進</p>
日向市環境基本計画 (中間見直し版)  策定年月：平成24年3月	<p>【第4章 目標に向けた協働のアクションプランより抜粋】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ふれあいプロジェクト</li> <li>2. ふるさとの緑プロジェクト</li> <li>4. 遊ゆうプロジェクト</li> <li>5. 人づくりプロジェクト</li> </ol>
日向市全市公園化構想 《緑豊かな美しい都市 を目指す実施計画》  策定年月：平成23年6月	<p>【3. 緑豊かな都市をつくるための基本方針について】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「学ぶ」</li> <li>②「守る」</li> <li>③「育てる(活かす)」</li> <li>④「直す」</li> <li>⑤「創る」</li> </ol>
日向市観光振興計画  策定年月：平成18年3月	<p>【4. 観光振興に向けた取り組み（施策体系）より抜粋】</p> <p>○環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の保全</li> <li>・地域資源の活用（発掘／再生／活用）</li> </ul> <p>○観光</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな観光ソフトの開発</li> <li>・観光拠点の形成</li> </ul> <p>○景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光まちづくりの推進（アクセス改善／施設整備／景観まちなみの保全・整備）</li> <li>・他の地域との連携・ネットワークの形成</li> </ul> <p>○行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育との連携</li> <li>・もてなしの体制づくり</li> <li>・PR方策の改善</li> </ul>

## 6－4. 景観計画の進行管理

美々の里景観計画を推進するため、市では取り組み状況を市報やホームページ等により随時公表しています。

また、地域住民や景観審議会等の意見を聞きながら、目標の共有(Plan)、実行・実践(Do)、評価(Check)、改善・見直し(Action)のPDCAサイクルにより計画の進行管理を十分に行っていきます。

さらに、景観まちづくりは長い歳月を要するため、社会環境の変化、関連計画の改訂や見直し等により、必要に応じてこの景観計画の見直しや充実を図っていきます。



目標の共有 (Plan)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状や課題を踏まえつつ、今後、目指すべき将来像へ向けて目標をしつかり検討し、景観計画を策定します。</li> <li>景観まちづくり協議会での活動を通じた景観計画の作成が目標共有の段階にあたります。</li> <li>「目標」となる景観計画はPDCAサイクルに則って、評価、改善の実施、計画の見直し、これから先の新たな景観計画の策定に繋げていきます。</li> </ul>
実践・実行 (Do)	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画に沿って、目標の共有(Plan)で定めた取り組みを順次実行・実践します。</li> </ul>
評価 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> <li>適時報告会を開催し、目標に向かって正しく取り組みが進んでいるか確認します。</li> <li>評価は行政と住民が協働して行います。</li> <li>行政と住民がそれぞれの役割に応じた評価を行い、さらには行政・住民で相互に評価を行います。</li> </ul>
改善・見直し (Action)	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価を踏まえて、良好に進んでいないところについての改善策を検討し、実行します。</li> <li>ニーズの変化や上位関連計画の改訂等、本計画の関連事項に変化が見られる場合には、必要に応じた対応策の検討を行います。</li> </ul>